## 頸城郡誌稿関係資料 「猫また」 退治の顛末 (公文書センター所蔵)

作恐以書付申上條

久敷相成只今覚届 一先年、 ひさしくあいなり 当村地内 へ猫またと申獣出、 (置ヵ?)候者も無御座候。 尤 書物等御座候得共四 拾 つかまつり ござなく **人を痛め 申 候**。 もっとも 右猫また之儀、

以来、 度々火難に付、 焼失 仕 候。依之承伝候所を申上候。

天和弐年戌の五月十九日、右獣初而当村作場重倉山之内、池ノ原と 申てんなに いぬ もうすところ <u>^</u>

出候 処、 当村三在門 倅 乙松と申者、 せがれ 其節弐拾弐歳に罷成申候を、 にじゅうに まかりなり 右之場

所にて喰申候。 然れど も其右池ノ原は村方ゟ弐里 余 之所、其上乙松つきも無

御座候に付、見届候者無御座候。死骸少々残り御座候を熊か犬之わざにて御 みとどけ

座候と半年 存 罷 有候。 ぞんじまかりあり 殊に相続き出不申候。 いでもうさず 翌其年五月廿八日、 もっとも 村方ゟ半

道程有之作場へ出、当村甚七郎と申者喰申侯。 そうら ようやく 尤 みいだし 四拾三歳に相成申候。

節も少々死骸残り候へ共、 漸 翌日廿 九日に見出申候。 是又何之わざ共

相知れ不申。 もうさず 同六月四日、 居村近所へ出、 甚七郎の弟与平治と申者喰申候、

年三拾七。此時村方之者見留め申候へ共、 翔走り 至 て早きものに御座候へかけ いたっ

ば、 大勢 罷 まかりこしそうらえども 越候得共、 山奥へ入申候得者、 うちど 打留め申義にも仕兼申候。 依之 これにより

村中男女ともに作場へも 難 出 御座候に付、 いでがたく 其節高田御役所へ その 御訴申上候へ

ば、 早速桑取谷中ゟかり廻し被仰付人足五百人余 まわ おおせつけられにんそく あまりならびに 幷 高田ゟ御足軽衆弐拾

人 鉄砲鑓御持参。 六月六日七日両日に人足共方々らかり廻し候得者、 南葉

山北 ノ方に海船坊と 申 もうす Щ へ出申候得共、 翔廻り候節は十間拾五間近所 へも

寄り申事難成程荒し申候に付、 鉄砲も当り不申勿論鑓などにては拘り候事 もうさずもちろんやり

然る所、吉十郎と申者、其頃四拾歳余りに相成申侯。成程長五尺八寸程有之、

力も人ゟは勝れ申候。 乍然し其砌、 両日病気に罷有候得共、 まかりあり 村方之者達

あいたのみ 頼申候に付、罷出申候所、 まかりいで 右場所へ少々後れ罷越候。 まかりこし 出合頭之事故、 であいがしら

やまかたな 山刀にて打掛り候得共、 うちかか そうらえども 余り手短か之道具故、 脇指にて打向やきざし ひ組 て腹を三

刀 指 くり申候。 然共、 しかれども 吉十郎も絪腰 (咽喉カ?) 之所をかまれ申候に付、

双方共に即死 つかまつり 仕 候。 然ども猫また相果候様には見得不申に付、 みえもうさず 翌八日

一日は方 々ゟ鉄砲を打申 うちもうすばかり 斗にて見届に罷 みとどけ まかりこしそうろうもの 越 候 者 も無御座候。 ござなくそうろう 九 日に

ようやく たをれ申に付、 見届、其段御注進申上候所、 そのだん ところ 高田御役所( 欠 候様

おおせつけられ もちだし もっとも

に 被 仰付候に付、 おかのぼり 人足五拾人にて持出申候。 おうめになられ よし 尤 其場所之儀、 御家中御屋

敷之内 岡 上 次郎平様御屋敷之裏に 御埋被成候由。 右場所は其後、 り 候得

玄番長屋と申所之由に御座候。

共、

右猫また、 長さ頭の根ゟ尾きり迠九尺、 胴之廻り八尺五寸、 頭の長さ弐尺五

寸, 両耳の間壱尺八寸、足一本の廻り弐尺四寸、 足の長さ弐尺、 毛は三東之

内壱束程はする 漆 ぬり之如く刀立不申候。 ت ع たちもうさず 歯細 く熊之歯 のごとく、 牙角は 無御座。

猫またと 申名、 もうす 村方ゟ 付 つけそうろうよう 候 様には不承伝候、 取 沙汰に猫またと申者にて

御座候事と申候ゟ右之名に申ならし候由に御座候。 右三在門子孫、 只今茂三

在門と申候、 吉十郎子孫、 只今三郎衛と申候て両人共に御百姓相続仕候。 右

御尋 被遊候に付、 承 ようでん 伝候儀、 かきつけをもって 申上候。 其節は高田御在番御役所之

由に御座候。

延享五年辰五月